

環境ストック活用推進事業（省エネ街区形成事業）を実施する者の公募についての公示

令和元年11月18日

国土交通省住宅局長 真鍋 純

次のとおり、環境ストック活用推進事業（省エネ街区形成事業）を実施する者の公募について公示します。

1. 事業の概要

（1）事業名

省エネ街区形成事業

（2）事業の目的

本事業は、エネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入等を通じた複数の住宅・建築物におけるエネルギーの面的利用により、街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトに対し、予算の範囲において、国が当該事業の実施に要する費用の一部について支援し、省エネ化の推進を図ることを目的とします。

（3）事業内容

「エネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入等を通じた複数の住宅・建築物におけるエネルギーの面的利用により、街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトを対象とします。

また、省エネ街区形成事業に採択された事業の内、エネルギーマネジメントシステムの導入等の技術の効果の検証等に係る事業についても対象とします。

- ① エネルギーマネジメントシステム及び複数の住宅・建築物にエネルギーを供給するための省エネ設備を整備する事業。
- ② エネルギーマネジメントシステムの導入等の技術の効果を検証する事業。

※ 複数の住宅・建築物（複数敷地、街区単位のもの等）によるプロジェクトを対象とします。

※ 複数年度に渡るプロジェクトの場合、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意して下さい。

※ 採択された年度を含めて原則4年以内に完了する事業を対象とします。ただし、プロジェクト期間としてやむを得ないと判断された場合は4年を越える事業も対象としますので、提案書類に記入下さい。

※ エネルギーマネジメントシステムの導入等の技術の効果の検証等に係る事業は、省エネ街区形成事業に採択された事業であり、事業完了後に効果の検証を実施するプロジェクトを対象とするものです。

※ プロジェクトの長期化が想定されるため、上記①と②の一括提案は不可とします。

なお、①の事業の実施にあたり、効果検証を行うことが要件となっておりますが、②の補助事業を提案する事は必須ではありません。

※ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。

（4）補助事業の要件

応募にあたっては、事業の種類によって、それぞれ下記の①～⑧の要件を満足する必要があります。なお、詳細は募集要領によるものとします。

(i) エネルギーマネジメントシステム及び複数の住宅・建築物にエネルギーを供給するための省エネ設備を整備する事業。

下記の①～⑦の要件を全て満足する必要があります。

(ii) エネルギーマネジメントシステムの導入等の技術の効果を検証する事業。

下記の④～⑧の要件全てを満足する必要があります。

- ① 当該事業に係る住宅・建築物が建築物省エネ法第 30 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（同法第 29 条第 3 項に規定する事項が記載された計画に係るものに限る。）を受けること。
- ② 当該事業に係る複数の住宅・建築物全体の設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量に 0.7 を乗じたものに相当する数値を超えないこと。
- ③ 当該事業に係る複数の住宅・建築物全体の熱・電気等のエネルギー利用を最適化するエネルギーマネジメントシステムを導入すること。
- ④ 採択年度中に事業着手するもの。
- ⑤ ③のエネルギーマネジメントシステム導入の効果について、当該事業完了後 3 年間国に報告し、当該事業に係る住宅・建築物の一次エネルギー消費量の実測値と、シミュレーション等による想定値との差について要因を検証すること。
- ⑥ ⑤の検証の内容及び結果を公表すること。
- ⑦ 事例集等への情報提供に協力すること。
- ⑧ エネルギーマネジメントシステムの導入等の技術の効果の検証等に係る事業は、省エネ街区形成事業に採択された事業であり、事業完了後に効果の検証を実施するプロジェクトであること。

2. 手続等

（1）担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111

伊原／内線：39-437／電子メール：ihara-f277@mlit.go.jp

（2）提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限：令和元年 12 月 18 日まで（消印有効）

- ② 場所：上記担当部局
- ③ 方法：上記担当部局へ、持参又は郵送にて提出すること。
- ④ その他
 - ・正1部、副5部をクリップ留めで提出すること。
 - ・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。

3. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 2.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は募集要領による。